

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市規則第 2 8 号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則
及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 1 年亀岡市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 7 の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。